

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の 処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。児童の安全を確保するためには、児童を見守る職員の体制が万全である必要があります。

放課後児童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対応する職員に加え、児童に対応する人員が別に必要になるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされています。また、放課後児童支援員等については、研修等により資質を向上させていくことが必要であり、これらの職員の配置等については国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に「従うべき基準」として示されています。

しかしながら、内閣府地方分権改革有識者会議の専門部会で、内閣府と厚生労働省は、来年の通常国会で児童福祉法を改正し、同法に基づいて厚生労働省令で定める「従うべき基準」を「参酌すべき基準」にとどめる方針を示しています。

基準の事実上の撤廃により、放課後児童クラブの運営は地方の裁量に委ねられることになり、一定時間の研修を受けていない職員が1人だけで対応することも可能になります。仮に、職員が1名で多くの児童を受け持つことになった場合には、放課後児童クラブの安全性が低下します。

そもそも放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保です。最低基準として「従うべき基準」が定められたものであり、単に放課後児童支援員の確保が難しいという理由から緩和するべきではありません。

また、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保とその質の向上が不可欠です。そのため、国においては経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めましたが、その要件が厳しいことから事業の活用が進んでおらず、放課後児童支援員等の処遇の改善はいまだ不十分な状態です。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求めるものです。

記

1. 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る「従うべき基準」については、児童の安全が確保されるよう堅持すること。
2. 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善の更なる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月20日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
少子化対策担当大臣、男女共同参画担当大臣、地方創生担当大臣